



はるかぜ居宅介護支援事業所 からの お知らせ

「介護保険負担割合証」提示のお願い

負担割合証サンプル

介護保険負担割合証	
交付年月日 年 月 日	
番号	
住所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	年 月 日 性別
利用者負担の割合	適用期間
割	開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日
割	開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日
保険番号並びに保険者の名称及び印	

介護保険の認定を受けている方は、「介護保険負担割合証」が熊本市から送付されています。

「介護保険負担割合証」には自分が介護保険サービスを利用した時に何割負担かが記載されています。これは1年に1回7月で切り替えになりますので、8月以降の分は7月に熊本市から送付されてきます。皆さんのもとへ「介護保険負担割合証」が届いたら、担当のケアマネジャーにご提示下さい。ケアマネジャーが8月からの介護保険サービスを計画するときに確認させていただきます。くれぐれも無くさないように、ご注意ください。

「負担限度額認定証」更新の時期です。

介護保険施設入所と短期入所（ショートステイ）を利用されている方で、負担限度額認定証の交付を受けている方は更新手続きの時期になりました。新たに入所が決まった方で対象になる方も、申請を行って下さい。（更新手続き期間 7月3日(月)～8月31日(木)）熊本市が発行されている「市政だより7月号」やホームページにも情報が記載されていますので、是非参考にして下さい。

※ 8ページ参照



お問合せ：各区役所福祉課 高齢介護福祉課（328-2347）

※ 介護保険サービスの利用や申請などもお気軽にご相談下さい。

（はるかぜ居宅介護支援事業所 菅田）



職員発表・講演会情報

7月5日(水) 第83回 おりひめの会

● おりひめの会実行委員会



心配された雨は幸い降ることもなく、平成29年7月5日に第83回おりひめの会がはるかぜホールにて開催されました。

今回のテーマは「健康寿命をのばす」。定員オーバーの33名の方が参加されました。

健康寿命をのばすための大きなハードルが「生活習慣病」です。生活習慣病は、さまざまな要因が絡み合っています。トータルケアを意識しながら診療を行う院長の視点から、ご本人も気付いていない問題点が見つかることもあります。「一人ひとり病気の出方、症状は違います。同じ病名でも周りの人と比較

『心臓、脳、骨を守るために ～健康寿命をのばす～』

せず、根拠のない巷の情報に惑わされないこと」などのアドバイスにみなさん大きく頷かれていました。

今回は院長自身の実体験に基づいた話があり、「先生の人柄がにじみ出ていて、さらに身近に感じました」「生の体験談を聞いて本当によかった」など、いつもに増して沢山の感想が寄せられました。次回、シリーズ第4弾は9月6日(水)を予定しています。



← 今回も会場は満員！